

現行				改正後			
別表第一（第三条関係）				別表第一（第三条関係）			
事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件	事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
一～五【略】				一～五【略】			
六 条例第【略】				六 条例第【略】			
二条第三 項第六号 に掲げる 事業の種 類	セ 事業用電気工作物 であって、太陽光を 電気に変換する発電 用のもの（以下「太 陽光発電所」とい う。）の設置	全地域	太陽光発電所の敷地__ 面積が二十ヘクタール 以上_____であるも の	二条第三 項第六号 に掲げる 事業の種 類	セ 事業用電気工作物 であって、太陽光を 電気に変換する発電 用のもの（以下「太 陽光発電所」とい う。）の設置	全地域	太陽光発電所の敷地の 面積が二十ヘクタール 以上又は出力が八千キ ロワット以上であるも の
		A地域	太陽光発電所の敷地__ 面積が十ヘクタール以 上_____であるもの			A地域	太陽光発電所の敷地の 面積が十ヘクタール以 上又は出力が四千キロ ワット以上であるもの
		B地域	太陽光発電所の敷地__ 面積が五ヘクタール以 上_____であるもの			B地域	太陽光発電所の敷地の 面積が五ヘクタール以 上又は出力が二千キロ ワット以上であるもの
						森林地域	太陽光発電所の敷地の 面積が一ヘクタール以 上又は出力が四百キロ ワット以上であるもの
ソ 太陽光発電所の変 更	ソ 太陽光発電所の変 更	全地域	太陽光発電所の敷地__ 面積が二十ヘクタール 以上_____増加する こととなるもの	ソ 太陽光発電所の変 更	ソ 太陽光発電所の変 更	全地域	太陽光発電所の敷地の 面積が二十ヘクタール 以上又は出力が八千キ ロワット以上増加する こととなるもの
		A地域	太陽光発電所の敷地__ 面積が十ヘクタール以 上_____増加するこ ととなるもの			A地域	太陽光発電所の敷地の 面積が十ヘクタール以 上又は出力が四千キロ ワット以上増加するこ ととなるもの
		B地域	太陽光発電所の敷地__ 面積が五ヘクタール以 上_____増加するこ ととなるもの			B地域	太陽光発電所の敷地の 面積が五ヘクタール以 上又は出力が二千キロ ワット以上増加するこ ととなるもの
						森林地域	太陽光発電所の敷地の 面積が一ヘクタール以 上又は出力が四百キロ ワット以上増加するこ ととなるもの
七～二十【略】				七～二十【略】			
二十一 条 例第二 条第三 項第二十 一号に 掲げる 事業の種 類	ア 建築基準法（昭 和二十五年法律第 二百一号）第二条 第一号の建築物 （以下「建築物」 という。）の建設	全地域	建築基準法施行令（昭 和二十五年政令第三 百三十八号）第二条第 一項第六号の建築物の高 さが百メートル以上で あるもの又は同項第四 号の延べ面積が五万平 方メートル以上である もの_____	二十一 条 例第二 条第三 項第二十 一号に 掲げる 事業の種 類	ア 建築基準法（昭和 二十五年法律第二 百一号）第二条第一 号の建築物（以下「建 築物」という。）の 建設	全地域	建築基準法施行令（昭 和二十五年政令第三 百三十八号）第二条第 一項第六号の建築物の高 さが百メートル以上で あるもの又は同項第四 号の延べ面積が五万平 方メートル以上である もの（都市再生特別措 置法（平成十四年法律

									第二十二号) 第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域内におけるものであり、かつ、環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるものとして市長が認めるものを除く。)
二十二～三十五 【略】				二十二～三十五 【略】					
備考				備考					
一 【略】				一 【略】					
二 【略】				二 【略】					
三 【略】				三 【略】					
—				四 「森林地域」とは、森林法第二条第一項に規定する森林の区域をいう。					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行により新たに仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）第二条第三項に規定する対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）であって、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは仙台市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第三十八条第一項において読み替えて準用する規則第三十条第一項若しくは第二項に規定する修正のみをして実施されるものに限る。）については、条例第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して五年を超えて当該新規対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。

一 施行日前に杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成十六年仙台市条例第二号）第十一条第一項の開発事業計画書を提出した事業

二 施行日前に規則第十五条に規定する準備書の提出の時期を経過した事業

三 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号に規定する負担金、補助金等交付規則（昭和三十五年宮城県規則第三十六号）第二条第一号の補助金若しくは同項第三号に規定する負担金又は仙台市補助金等交付規則（昭和三十五年仙台市規則第三十号）第二条第一号の補助金等（補助金又は負担金に限る。）の交付の決定がなされた事業